

○宇佐市長が保有する個人情報の保護等に関する規則

平成17年3月31日規則第18号

改正

平成17年9月26日規則第210号

平成18年2月23日規則第26号

平成20年11月13日規則第63号

平成26年9月30日規則第30号

平成27年9月28日規則第47号

平成28年3月15日規則第1号

宇佐市長が保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇佐市個人情報保護条例（平成17年宇佐市条例第19号。以下「条例」という。）第56条の規定に基づき、市長が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

(出資法人等)

第2条 条例第4条に規定する市が出資等を行う法人等で実施機関が定めるものは、市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他財政的援助又は人的援助を行うもので、次に掲げるものとする。

- (1) 宇佐市土地開発公社
- (2) 一般財団法人 宇佐勤労者福祉協会
- (3) 株式会社 宇佐八幡駐車場
- (4) 社会福祉法人 宇佐市社会福祉協議会
- (5) 公益社団法人 あじむ農業公社
- (6) 宇佐市施設管理公社

(登録簿)

第3条 条例第14条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

(開示請求書)

第4条 条例第16条第1項の請求書は、個人情報開示請求書（様式第2号）とする。

(本人等であることを証明する書類)

第5条 条例第16条第2項（条例第28条第3項及び条例第35条第2項において準用する場合を含む）

む。)に規定する個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 本人が請求をする場合 運転免許証、個人番号カード、旅券その他本人であることを証明する書類として市長が認めるもの
- (2) 法定代理人が請求をする場合 前号に掲げる自己を証明する書類のほか、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として市長が認めるもの
- (3) 本人の委任による代理人が特定個人情報の開示請求をする場合 当該代理人に係る第1号に掲げる書類のほか、本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書
(開示決定通知書等)

第6条 条例第21条第1項本文の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(様式第3号)
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書(様式第4号)

2 条例第21条第2項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書等)

第7条 条例第22条第2項の規定による通知は、個人情報開示(訂正・利用停止等)決定等期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第23条の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知等)

第8条 条例第24条第1項の規定による通知は、個人情報の開示に関する照会書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第24条第1項の規定による意見書は、個人情報の開示に関する意見書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第24条第2項の規定による通知は、個人情報の開示に関する通知書(様式第10号)により行うものとする。

(開示の実施方法等)

第9条 条例第25条第1項の規定による実施機関が定める方法は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴により行うものとする。

ただし、これらの方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うことができるものとする。

2 市長は、行政文書を閲覧し、又は視聴する者が当該閲覧又は視聴に係る行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第25条第3項に規定する自己が当該個人情報の開示決定を受けた者であることを証明するために必要な書類は、個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書、運転免許証、旅券その他開示決定を受けた者であることを証明する書類として市長が認めるものとする。

(口頭による開示請求ができる個人情報の告示)

第10条 市長は、条例第26条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに開示請求をすることができる期間及び場所等を告示するものとする。

(訂正請求書)

第11条 条例第28条第1項の請求書は、個人情報訂正請求書(様式第11号)とする。

(訂正決定通知書等)

第12条 条例第30条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部の訂正をする旨の決定 個人情報訂正決定通知書(様式第12号)

(2) 個人情報の一部の訂正をする旨の決定 個人情報部分訂正決定通知書(様式第13号)

2 条例第30条第2項の規定による通知は、個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書等)

第13条 条例第31条第2項の規定による通知は、個人情報開示(訂正・利用停止等)決定等期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第32条の規定による通知は、個人情報訂正(利用停止等)決定等期間特例延長通知書(様式第15号)により行うものとする。

(訂正実施通知書)

第14条 条例第33条の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書(様式第16号)により行うものとする。

(利用停止等請求書)

第15条 条例第35条第1項の請求書は、個人情報利用停止等請求書（様式第17号）とする。

（利用停止等決定通知書等）

第16条 条例第37条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）個人情報の全部の利用停止等をする旨の決定 個人情報利用停止等決定通知書（様式第18号）

（2）個人情報の一部の利用停止等をする旨の決定 個人情報部分利用停止等決定通知書（様式第19号）

2 条例第37条第2項の規定による通知は、個人情報利用不停止等決定通知書（様式第20号）により行うものとする。

（利用停止等決定等期間延長通知書等）

第17条 条例第38条第2項において準用する条例第31条第2項の規定による通知は、個人情報開示（訂正・利用停止等）決定等期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第39条の規定による通知は、個人情報訂正（利用停止等）決定等期間特例延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

（諮問書等）

第18条 条例第41条第1項の規定による諮問は、諮問書（様式第21号）により行うものとする。

2 条例第42条の規定による通知は、諮問通知書（様式第22号）により行うものとする。

（審査請求に係る個人情報の開示に関する通知書）

第19条 条例第43条において準用する条例第24条第2項の規定による通知は、審査請求に係る個人情報の開示に関する通知書（様式第23号）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第20条 条例第54条の規定による運用状況の公表は、市報に掲載して行うものとする。

（補則）

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年9月26日規則第210号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月13日規則第63号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月28日規則第47号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条、第13条、第17条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第8条関係）

様式第11号（第11条関係）

様式第12号（第12条関係）

様式第13号（第12条関係）

様式第14号（第12条関係）

様式第15号（第13条、第17条関係）

様式第16号（第14条関係）

様式第17号（第15条関係）

様式第18号（第16条関係）

様式第19号（第16条関係）

様式第20号（第16条関係）

様式第21号（第18条関係）

様式第22号 (第18条関係)

様式第23号 (第19条関係)